

平成 29 年度神奈川県手話通訳者認定試験 (全国統一試験)を受験された方へ

先日 12 月 2 日 (土) に行われた認定試験 (全国統一試験) において、長時間の待機でご迷惑をおかけしました。

さて、試験当日にお知らせした「手話通訳者に必要な基礎知識」設問での不備における件、全国統一試験実施主催の全国手話研修センターから連絡が来たので、お知らせします。なお、受験された方への情報提供もご協力をお願いいたします。

「手話通訳者に必要な基礎知識」

問11

選択肢 ウ

耳が聞こえない、話せないことを理由に医師、看護師、薬剤師などの免許を与えないとした絶対的欠格条項は、2001 (平成13) 年に相体的欠格条項に改正された。

→相対的の誤りです。

本委員会の確認ミスでありますので、問 1 1 は受験者全員の解答を正解とさせて頂きます。

採点時、上記のご対応をお願い致します。

今後、このような事が起きませんよう気をつけてまいります。

何卒よろしくお願い致します。

社会福祉法人 全国手話研修センター
人材養成課手話通訳者全国統一試験事務局

【認定試験に関する問い合わせは以下へ】

神奈川県聴覚障害者福祉センター

手話通訳者養成担当 安澤

TEL 0466-27-1911 FAX 0466-27-1225

E-mail shuwa-y@kanagawa-wad.jp